

日本ブリーフサイコセラピー学会 利益相反（COI）に関する細則

（目的）

第1条

日本ブリーフサイコセラピー学会（以下、「本学会」という）における利益相反（以下、「COI」という、Conflict of Interest：COI）の管理の方針と方法を定めた「利益相反（COI）に関する規則」（以下、「規則」という）の運用手順を示すため、規則第17条に基づき、本細則（以下、「細則」という）を以下のように定める。

（学術大会、研修会および論文発表における COI 申告および公表）

第2条

本学会が主催する学術大会およびその他の研修会などで研究に関する発表・講演を行う者のうち筆頭発表者、および本学会の機関誌などで研究に関する発表を行う著者全員は、会員、非会員の別を問わず、発表内容と関連する企業・法人組織との経済的な関係について、演題登録時・論文投稿時における COI 状態を、本細則第4条の基準に従い、所定の様式（様式1）を用いて、学会長（以下、「会長」という）に対して自己申告しなければならない。

申告された内容は、会長から倫理会則委員会および、発表については学術大会の責任者（大会長等）や講演会等の責任者（地方研修会の実行委員長や研修委員会委員長等）、論文については編集委員会委員長に報告される。学会発表等における筆頭発表者は申告した発表者本人の COI 状態につき、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式2により、あるいはポスターの最後に論文と同様の方法により開示する。論文においては、申告した著者全員の COI 状態につき、論文末尾に掲載される。

尚、申告対象となる COI 状態がない場合は、「開示すべき利益相反は存在しない」などの文言を記載する。

（役員、学術大会大会長などの COI 申告）

第3条

本学会の役員（会長、副会長、常任理事、理事、監事、顧問）、学術大会および本学会が関連する学術大会等の責任者（大会長など）、本学会を代表して外部で専門活動に携わる者は、学会活動と関連する企業・法人組織との経済的な関係について、就任時から遡って前年一年間の COI 状態を、本細則第4条の基準に従い、様式3を用いて、新就任時に会長に対して自己申告しなければならない。また、在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する。

申告された内容は会長から倫理会則委員会に報告されるが、原則として非公開とし、個人情報として厳格に管理される。ただし、学術大会および本学会が関連する研修会・学会誌等で研究成果として発表される場合には、本細則第2条の発表者・著者における方法と同様

に開示される。また、本規則および本細則に対する違反が疑われた場合には、会長の指示による倫理会則委員会での審議・答申に基づき、会長の決定として開示される場合がある。

(COI 自己申告の基準)

第4条

企業・法人組織等から得られた経済的利益について、COI 自己申告が必要な金額は、以下のように定める。

- (1) 企業・法人組織等の役員、顧問職、社員等については、一団体からの報酬額が年間 100 万円以上。
- (2) 株式の保有については、一企業についての一年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上、または当該全株式の 5%以上を所有する場合。
- (3) 特許権等使用料については、一団体からの一つの権利使用料が年間 100 万円以上。
- (4) 会議出席・講演など労力の提供に対する支払については、一団体からの年間合計が 50 万円以上。
- (5) パンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料については、一団体からの年間合計が 50 万円以上。
- (6) 研究費（受託研究・共同研究・奨学寄附金・治験・市販後調査等）については、一団体から支払われた総額が年間 100 万円以上。
- (7) 奨学（奨励）寄附金については、一団体から、申告者が代表者として受けた総額が年間 100 万円以上。
- (8) 企業などが提供する寄附講座に所属している場合には、金額の定めなく所属の有無を申告する。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、一つの企業・法人等から受けた総額が年間 10 万円以上。

(COI 状態との関係で回避すべき事項)

第5条

本学会会員は、研究の結果とその解釈といった公表内容や、研究での科学的な根拠に基づく診療ガイドライン・マニュアルなどの作成について、その研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならないため、以下の事項を回避する。

- (1) 臨床試験被験者の仲介や紹介、特定期間の症例集積に対応した報賞金の取得
- (2) 特定の研究結果に対する成果報酬の取得
- (3) 研究結果の分析、公表に関して、資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする契約の締結

研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ責任者には、次の項目に関して重大な COI 状態がない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出

されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- (1) 研究を依頼する企業の株の保有
- (2) 研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）
- (3) 当該研究に関係のない学会参加等に対する資金提供者・企業からの旅費・宿泊費の支払い
- (4) 当該研究に要する実費や正当な報酬以外の金銭や贈り物の取得

但し、上記に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該研究が学術的に極めて重要な意義をもつような場合であって、当該利益が正当と認められる場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該研究の責任者に就任することができる場合がある。

（倫理会則委員会の任務）

第6条

会長は、本規則および本細則に従って本学会の活動における COI の管理を適切に行うため、倫理会則委員会を設置する。倫理会則委員会は以下を任務とする。

- (1) 会長から報告された申告書について、特に重大な問題があると判断した場合には、会長および常任理事会に対して意見を述べる。
- (2) 本規則および本細則に対する重大な違反について、会員・非会員からの指摘があった場合には、会長の諮問に応じて、ヒアリングを含む調査を行い、会長および常任理事会に対して意見を述べる。
- (3) その他、本規則および本細則の遵守のために必要であると常任理事会が認めた、COI に関する諸問題の管理、監視、相談、啓発などの活動。

倫理会則委員会委員は委員会活動を通して知り得た申告者の COI 情報について守秘義務を負う。

（会長の責務）

第7条

会長は、以下の責務を担う。ただし、会長が本責務を遂行することに関して、交代がやむを得ない正当な理由がある場合は、副会長がこの役割を代行する。

- (1) COI の申告を受けたときには、倫理会則委員会にこれを報告する。
- (2) COI に関する疑義・問題等について、会員・非会員からの報告を受けたときには、常任理事会の議を経て倫理会則委員会に諮問し、その答申に基づき対応・改善措置などを指示する。
- (3) 本規則に対する重大な違反について、本規則第 14 条および本細則第 12 条に示す不利益処分を行う場合には、倫理会則委員会の答申について常任理事会で審議した上で措

置を決定する。

(学術大会大会長等の責務)

第8条

本学会の学術大会の責任者(大会長等)は、学術大会で研究の成果が発表される場合には、本規則に反する疑いが生じた場合には、検証し、本規則に反する演題については書き換えの指示、あるいは発表を差し止め・取り消しなどの措置を講じなければならない。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置を行った際に責任者は倫理会則委員会に報告するものとする。

(編集委員会委員長の責務)

第9条

編集委員会委員長は、学会機関誌である「ブリーフサイコセラピー研究」や「日本ブリーフサイコセラピー学会ニューズレター」などの刊行物で研究成果の原著論文、総説、編集記事、意見などが発表される場合、本規則に反する疑いが生じた場合には、検証し、本規則に反する投稿論文については書き換えの指示、あるいは発表を差し止めるなどの措置を講じなければならない。この場合には、速やかに投稿者に理由を付してその旨を通知する。また、本規則に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知し、論文取り消し等の措置を講じなければならない。なお、これらの措置を行った際に編集委員長は倫理会則委員会に報告するものとする。

(「利益相反(COI)自己申告書」の管理)

第10条

申告されたCOI情報は、学会発表者・論文著者が自ら公表する場合を除き、原則として非公開とする。

学会発表のための抄録登録時や講演等を行う際及び学会誌への論文投稿時に提出される「利益相反(COI)自己申告書」は提出の日から2年間、会長の監督下に株式会社国際文献社で厳重に保管されなければならない。

役員・学術大会大会長・研修会実行委員長等の申告書については、その任期終了または任務の撤回の日から2年間、会長の監督下に株式会社国際文献社で厳重に保管されなければならない。

これら保管期間を経過した後は、会長の監督下において速やかに適切な形で削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて削除・廃棄を保留できるものとする。

(問題に対する対応および説明責任)

第 11 条

学会の活動に関連して、学会員・非学会員から本規則違反の疑いを指摘された場合には、会長は、当該指摘を受けた当事者を介して倫理会則委員会に諮問し、倫理会則委員会の答申を受けて、対応を決定する。

この場合に、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があると判断した場合に限って、非公開情報として管理される COI 情報を必要な範囲で本学会の内外に開示または公表することができる。

指摘を受けた COI 情報の当事者は、会長に対して意見を述べることができる。会長はその意見を勘案して開示または公表の判断をすることを原則とするが、開示または公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

(違反者に対する措置)

第 12 条

会長は、規則に対する重大な違反があると判断した場合、または疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合には、倫理会則委員会に諮問し、倫理会則委員会が十分な調査を行った上での答申を踏まえ、適切な措置を講ずる。

問題が著しく重大である場合には、常任理事会における審議を経て、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。この場合に、措置についての理由を文書で被措置者に通知しなければならない。

- (1) 本学会が開催する学術大会や研修会での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止
- (3) 本学会の学術大会の大会長就任禁止
- (4) 本学会の理事会、委員会への参加禁止
- (5) 本学会の役員への解任、または役員になることの禁止
- (6) 本学会会員の資格喪失、または入会の禁止

本規則違反者に対する措置が確定した場合、必要に応じて公表する。

(不服申し立て)

第 13 条

被措置者またはその代理人は、受けた措置に対して不服があるときは、措置についての通知を受けた日から 7 日以内に、会長宛ての不服申し立て審査請求書を提出することにより、不服審査請求をすることができる。

審査請求書には、措置の理由に対する意見を明記する。

附則

第1条（施行期日）

本細則は、令和8年4月1日から施行する。

第2条（本細則の改正）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、一年ごとに見直しを行う。

改正においては、理事会の承認を得るものとする。

第3条（役員などへの適用に関する特則）

本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。

付記

本細則は、日本心理学会による「利益相反（COI）に関する規則」および日本精神神経学会による「『医学研究の利益相反（COI）に関する指針』の細則」、日本トラウマティック・ストレス学会による「『利益相反（COI）に関する指針』の細則」を参考にして検討・作成し、令和7年9月14日、理事会の承認を得た。